平成２４年（フ）第４４５号
埼玉県深谷市上柴町西３丁目９番地12　メゾンシブキ上柴306号、旧住所埼玉県深谷市東方3703番地２　ハイツ光Ａ棟202号
債務者　木暮　知香（旧姓芳賀）
１　決定年月日時　平成25年１月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第４６５号
埼玉県比企郡滑川町大字福田3512番地、住民票上の住所埼玉県熊谷市下川上1586番地１
債務者　宮本　洋子（旧姓松本）
１　決定年月日時　平成25年１月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第４７１号
埼玉県比企郡小川町大字小川741番地５　フレックス21―201号
債務者　小澤　　誠
１　決定年月日時　平成25年１月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第６６３号
神奈川県秦野市西大竹312番地の１　ウエストヴィレッジＢ203号、前住所神奈川県平塚市上吉沢923番地の９
債務者　山田　明子
１　決定年月日時　平成25年１月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第６７７号
神奈川県伊勢原市東大竹1369番地の６、前住所神奈川県伊勢原市桜台５丁目13番31号
債務者　村上　富男
１　決定年月日時　平成25年１月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第６７９号
神奈川県厚木市長谷1155番地４　ニューパーク201
債務者　江南　芳和
１　決定年月日時　平成25年１月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第７０２号
神奈川県小田原市酒匂２丁目29番９号　フォーブル酒匂Ｂ202号室、前住所神奈川県足柄下郡湯河原町宮下380番地の22
債務者　香西　雅恵
１　決定年月日時　平成25年１月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第７０５号
神奈川県厚木市飯山3042番地２
債務者　村井　春之
１　決定年月日時　平成25年１月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第７１２号
神奈川県平塚市横内3931番地　県営横内アパート１―205
債務者　佐藤　経子（旧姓坂ノ上）
１　決定年月日時　平成25年１月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第４０４号
愛知県一宮市北方町北方字西金丸44番地
債務者　岩越さゆり
１　決定年月日時　平成25年１月７日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第６５０号
福岡県太宰府市水城２丁目２番５号
債務者　山田　大輔
１　決定年月日時　平成24年12月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１７３２号
福岡県筑紫野市光が丘４丁目19番地１
債務者　薙野　和人
１　決定年月日時　平成24年12月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１８１３号
福岡市南区向野１丁目15番25号
債務者　小林奈巳子（旧姓俵）
１　決定年月日時　平成24年12月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１９０４号
福岡市東区名島３丁目10番21号
債務者　松岡　満穂
１　決定年月日時　平成24年12月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２０６１号
福岡市城南区田島２丁目25番１号
債務者　立木　　勉
１　決定年月日時　平成24年12月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２０６８号
福岡県糟屋郡志免町田富４丁目８番12号
債務者　青木きよ美
１　決定年月日時　平成24年12月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２１１９号
福岡市南区鶴田１丁目１番21―202号
債務者　小島　賢治
１　決定年月日時　平成24年12月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２１２６号
福岡県大野城市若草４丁目３番14号リヴィエールＫ111号
債務者　野中　大輔
１　決定年月日時　平成24年12月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部